

令和 2 年 7 月 9 日現在

機関番号：17201

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2016～2019

課題番号：16K21228

研究課題名(和文) 裁判による教育中断期間における人間の成長に関する研究

研究課題名(英文) A Study of Human Growth of Whom Stopped Attending School and Experienced Court

研究代表者

佐藤 晋平 (Sato, Shimpei)

佐賀大学・教育学部・講師

研究者番号：00758807

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,800,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、学校でなんらかの権利侵害を受けたことで教育を受けることが中断し訴訟を起こした人物に対し、その経緯をどう振り返るのかにつきインタビュー調査を行った。

結果として、訴訟が当人に有利な形で終結したとしても学校での苦悩の経験を払拭するほどの影響を当人もたらしていないことがわかった。いじめで苦しんだある人物は民事訴訟和解の後も地元に戻ることを恐れ、また生徒らの暴行と学校の対応に苦しんだ別の人物は、主張が認められた判決が出た後もPTSDに苦しんでいる。学校教育上での苦悩が必ずしも裁判によって終わらないという問題は、これまでほとんど指摘されてこなかった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

昨今、学校教育で苦しむ児童・生徒の存在が報道等で目立つようになる中、訴訟に関する報道も増えてきた。こうした児童・生徒らは、大人や学校、友人、あるいは社会から裏切られたというイメージの中を生活している。その彼ら・彼女らを、事後的で、時には機械的な印象も受ける訴訟という方法が救う、あるいは精神的に支援する結果をもたらすことができるのか。

従来の教育法研究はこのことについて多くを語らず、あたかも訴訟終結後は何の問題も存在しないかのようだった。本研究はこれに疑問を持ち、上記の苦しい経験を持つ当人らにインタビューを行うことで、訴訟が当人にとって助けになる部分、ならない部分の双方があることを示した。

研究成果の概要(英文)： I interviewed with people who stopped attending school because of rights infringement and took legal action. But the court process is very hard for children. And I'm interested in how they look back on their experience. People who won a court fight said, regardless of their win, they are not happy enough.

A man looks back his court experience as needed, but his fear toward the people who bullied him hasn't removed yet. He wanted a general, average school life same as his friends, so, he also said that the court experience wasn't a thing he wanted from his heart. Another man bullied when he was a high school student. He has been suffering from PTSD and decided to fight in court. But one who had bullied him died because of his legal action, and he bothered very much. Legal justice may make their situation better, but can not remove their whole suffering.

研究分野：教育法学

キーワード：ライフストーリー 教育問題 教育裁判 法社会学

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

1990年代以降、教育や子どもの問題をめぐっては学級崩壊や少年犯罪、教師の不祥事、いじめや体罰など様々な問題が告発され、公立学校では法令による管理が強化されてきた。社会的にも、少年少女への規律志向が強い社会になってきていると考えられる。学校が法と密接になることは、学校業務や生徒管理に関する基準の明確化によって社会からの信頼回復につながる側面があるが、一方で現場での利害衝突がこれまで以上に裁判での解決に依存することになる可能性も増加させている。ただ子どもが裁判に係わる場合、成長途上にある子どもが裁判に関わる負担は小さくないことが想定されるため、その負担はどの程度のものなのか、もしくはそもそも子どもが裁判に関わることがどのような意味をもつのかを解明することが重要になると考えられる。

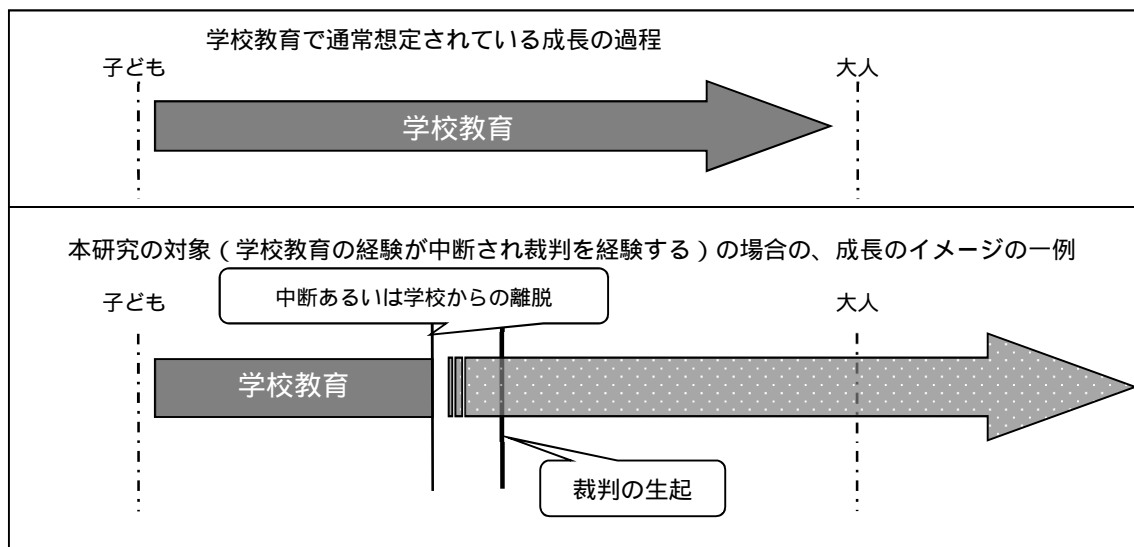
それにも係わらず、これまで学術研究はこうした事柄を明らかにしてこなかった。教育と法の関係についての問題は教育法学と言われる領域において研究が蓄積されてきたが、教育法学の主要な議論は、裁判のための法解釈に関するものだった(堀尾輝久『現代教育の思想と構造』岩波書店、1971年。兼子仁『教育法 新版』有斐閣、1978年。市川須美子『学校教育裁判と教育法』三省堂、2007年。)これらの先行研究では教育紛争は最終的に裁判で解決されるものであることが自明視されており、学校教育が何らかの理由で中断された場合のその時間、また一般的に想定される学校教育を当人が受けられないという経験の深刻さについてまで研究しようとするものではなかった。しかし子どもが裁判に関わる機会が増える可能性があるのであれば、裁判が子どもに真に解決をもたらすのか、研究を蓄積する必要があるだろう。

2. 研究の目的

本研究の目的は、不登校や退学等の理由により学校教育が中断したり学校から離脱せざるをえなくなった児童・生徒等が、その事態の解決を目指して裁判を起こすとき、学校へ通えないことと裁判の負担が複合的に当人に何をもちたすのか、である。

昨今、学校教育は従来以上に法令により細かく規制され、紛争解決の方法としてますます裁判が利用されるようになる可能性が高まっている。だが教育裁判の場合、子どもが自らの受けている学校教育に何らかの不満を感じて裁判を起こしても、一般的には通うものだと理解されている学校の経験を奪われるダメージは大きいし、また長期間の裁判の期間に進学・就職等の人生の様々なステージが訪れてしまうことがありうる。これは、学校教育を受けることを人間の成長のベースに置いてきた教育学と学校教育制度にとって、原理的で非常に深刻な問題である。

また同時に、学校に通えないということになっても、人間が何かの技能や知識、生きるための知恵、教訓のようなものを学習・獲得しないわけではない。裁判は極めて心理的・物理的な負担が大きい紛争処理装置ではあるが、子どもがこれと関わる時、一般的な学校生活ではないような負荷の中で多様な物事を体験するかもしれない。本研究は、こうした偶発的学習に関する事柄についても発見がある可能性があるため、これについても付随的な研究目的とする。



3. 研究の方法

本研究では、学校教育を不登校や退学によって中断せざるを得ない経験をし、またその原因について訴訟を起こした人物に対し、ライフストーリーインタビューを実施した。

学校教育が中断される、学校から離脱する理由、また裁判の経過や結果もそれぞれのケースによって異なる。したがって、本研究にはインタビュー調査が最適であると判断した。また、同様の事案や事案の経緯を経験しても、各人でその意味は異なってくる。人間の成長は個々人の主観的な実感と大いに関係がある。よって本研究は、インタビュー調査の中でもライフストーリー法を用い、当人が自身の経験をどう振り返るのかに焦点を当てた。

4. 研究成果

本研究の結果として、従来の教育裁判研究が言及してこなかった問題を明らかにすることができた。具体的には、何等かの理由等で学校を離脱せざるをえなくなった人物が裁判の範囲で設定した目的を果たすことができたとしても、裁判的解決はそれまで本人が抱えてきた苦悩を部分的に解消するのみだということがわかった。例えば、以下のようなケースがあった。

(1) 裁判への両義的な思いが去来するケース

中井圭祐(仮名)氏は、中学生時代にサッカー部の活動においていじめにあった。そして中井氏によれば、学校の教員らもいじめを受けたと訴える彼の言葉をまともに聞かなかった。その後、中井氏はいじめた者ら、また自治体と裁判で争った。いじめた者らを相手取った裁判は、中井氏の主張を大筋で認める形で和解した。この裁判において、中井氏は尋問において意見を述べ裁判官らが話を聞く過程について、初めて自分の話を誰かに聞いてもらえていると思ったと語った。こうしたことから**裁判の経験は必要であった**と中井氏は言ったが、一方では、**できれば裁判など経験しないで済む人生であればよかった**、とも語った。故郷とは異なる都道府県の大学へ通う中井氏は、現在も恐怖の記憶から故郷の都道府県に帰ることができないという。

(2) 裁判が新たな問題を生起させたケース

南田和弘(仮名)氏は、高校生時代に他の生徒らから暴行・嫌がらせを受け、学校からもこれを問題化せずに封じ込めするという対応をされた。南田氏はその後、通っていた私立高校の学校法人を相手に訴訟を起こし、暴行の事実は認められた。しかし訴訟前に加害生徒の1人が死亡したことで、「被害者」であったはずの自身が「加害者」になってしまったと言う南田氏の苦悩は続く。南田氏はこの特異な経験から「被害者」とは何かを大学院で学び、同様の境遇にある「被害者」支援のための運動に参加する。しかし「被害者」の苦しさをすぐ「理解」してしまうようなマスメディアや研究者らの、「被害者」「本人」の「生の声」を聞こうとしない姿勢と直面する。こうしたことから南田氏は、「大々的」に「被害者」運動を展開することに「限界」を感じるようになった。しかし一方で、「被害者」同士の関係において、「被害者」個々人の経験の違いがある中でも互いに「しんどいねえ」と言ってくる人はまだ信じられるとも語った。

南田氏の場合、訴訟を起こす際に「加害者」の一人が死亡することで、高校の際の暴行被害とはまた**別種の苦悩が発生しこれに悩み続けることになった。**

以上のように、本研究において実施した調査では、学校教育の経験に関する裁判はその本人の人生にとって部分的にしか問題を解決していないことがわかった。

これまで教育法の研究は、裁判的解決をゴールとして想定する研究を行ってきた。法的問題としては、確かにそこで終了を迎える。しかし、本研究で示したようにもし裁判的解決がその子ども自身の人生にとって部分的な意味しかもたない、あるいは別の苦悩を生むこともあるのだとすれば、教育に関する問題のゴールとして裁判的解決を想定する発想をこそ問題としなければならぬだろう。裁判という解決方法を放棄せよと提言するわけではない。だが裁判に至らず学校教育の現場で問題が解決されるよう一層努力すべきであるのはもちろん、裁判・判決に至ったからといってはやその本人がどのようなケアも必要がなくなったというわけでもないことを考えなければならない。今後の教育法の研究は、こうした視点ももって展開しなければならないだろう。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 3件）

1. 著者名 佐藤晋平	4. 巻 2(1)
2. 論文標題 教育・法・教育法を分けるもの：特殊法的教育法理論における強制性の忌避の問題から	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 佐賀大学教育学部研究論文集	6. 最初と最後の頁 129-139
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 佐藤晋平	4. 巻 4(1)
2. 論文標題 届かない「被害者」の「生の声」	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 佐賀大学教育学部研究論文集	6. 最初と最後の頁 59-71
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 佐藤晋平	4. 巻 38
2. 論文標題 裁判はしてよかったが、したくなかった：中学校での「いじめ」経験者へのインタビューから	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 佐賀大学教育実践研究	6. 最初と最後の頁 1-12
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----